

入札説明書

県立こばと聴覚特別支援学校 機械警備業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 業務件名

県立こばと聴覚特別支援学校 機械警備業務委託

(2) 業務の内容等

入札参加申込時に交付する仕様書のとおり

(3) 業務委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 業務場所

西宮市田近野町8番8号 県立こばと聴覚特別支援学校

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加者として認定された者であること。

【入札参加審査窓口】

兵庫県出入納局物品管理課（電話番号：078-341-7711 内線 4936）

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札参加の申込み

(1) 申込場所

兵庫県立こばと聴覚特別支援学校（兵庫県西宮市田近野町8番8号）

担当 事務室：中橋

電話（0798）53-5061 FAX（0798）53-5062

(2) 参加申込みの期間

令和6年3月7日（木）から3月14日（木）まで（土曜日、日曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで

(3) 申込書類

ア 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書を作成のうえ上記(1)に持参又は郵送すること。

イ 前記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

ただし、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」が申込時までには送付されていない場合は、申請手続中であることを証明する書面（審査窓口の受付印が押印された申請書等）を

令和6年3月14日(木)午後4時まで以上に記申込場所までに提出すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和6年3月15日(金)までにメールにより通知する。

ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面(様式任意)を提出し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(ア)提出期間

令和6年3月7日(木)から同月18日(月)まで

(イ)提出場所

上記(1)に同じ

(ウ)回答

説明を求めた者に対し、令和6年3月19日(火)までに書面により回答する

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様書等に関する質問

仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書(様式は任意。)を提出すること。

(1) 受付期間

持参の場合は、令和6年3月8日(金)から3月14日(木)まで(土曜日、日曜日を除く。)

(2) 受付場所

兵庫県立こばと聴覚特別支援学校(兵庫県西宮市田近野町8番8号)

担当 事務室:中橋

電話(0798)53-5061 FAX(0798)53-5062

メールアドレス kobato_chokaku@pref.hyogo.lg.jp

(3) 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メール(「一般競争入札参加申込書」の担当者の連絡先として届け出たメールアドレスからの発信に限る)により提出すること。

(4) 質問への回答

回答書は、質問者に通知するとともに、令和6年3月15日(金)までに入札参加者にFAXで通知する。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 兵庫県立こばと聴覚特別支援学校 会議室

(2) 日時 令和6年3月22日(金)午前10時

7 入札書の提出方法

- (1) 郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「初度入札書」・「入札辞退届」（当初又は途中で辞退する場合）と表記を区別し、それぞれの封皮に「入札物件等」を記入の上し、令和6年3月21日（木）午後4時までに前記3(1)の場所に必着すること。
- (2) 持参する場合は、前項に示した期限までに前項に示した提出先に持参すること。

8 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (2) 入札書は所定の別紙様式によること。
- (3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
 - ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。
 - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
 - ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
 - エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の指名があること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）に60月を乗じて得た額の100分の5以上の額を、令和6年3月19日（火）午後4時までに納入しなければならない。

ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和6年3月22日（金）以前の任意の日を開始日とし、令和6年4月1日（月）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）に60月を乗じて得た額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

業務委託期間の契約総額が200万円を超えた場合においては、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）に60月を乗じて得た額に100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

10 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代

理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

11 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

12 落札者の決定方法

- (1) 前記1の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、入札書を郵送した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

13 入札に関する条件

- (1) 入札書は、令和6年3月21日(木)午後4時までに持参又は郵送すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が、令和6年3月19日(火)午後4時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和6年3月22日(金)以前の任意の日を開始日とし、令和6年4月1日(月)以降を終期とする入札保証保険に加入すること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
- (7) 「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合は、入札書と併せて委任状を提出すること。
- (8) 代理人が入札をする場合は、(1)までに入札執行者に届出すること。
- (9) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (10) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となったもの以外の者
- (11) この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能なこと。

14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

15 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、令和6年4月1日(月)までに契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 契約書の内容については、落札者との協議に応じる。
- (3) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (5) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (6) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

16 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

17 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

18 入札事務担当部局

兵庫県立こばと聴覚特別支援学校（兵庫県西宮市田近野町8番8号）

電話（0798）53－5061 FAX（0798）53－5062